

定 款

平成 21 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 浅草薬剤師会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(目的・事業)

第 3 条 当法人は、薬剤師としての倫理、知識の向上を図ると共に地域社会の薬事、公衆衛生に貢献する事により社会の福祉の増進を図る事を目的とし、この目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1) 薬剤師の倫理及び職能向上に関する事業
- 2) 薬学教育、薬業の進歩発展に関する事業
- 3) 薬事衛生並びに公衆衛生の改善及び関係行政機関に対する協力事業に関する事業
- 4) 学校その他集団施設の環境衛生改善に関する事業
- 5) 保険医療に関する事業
- 6) 優良医療品の推奨と不良医療品の排除に関する事業
- 7) 会員の相互扶助及び福祉増進に関する事業
- 8) 前各号に掲げる事業に附帯する又は関連する事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会員及び社員

(会員及び社員の資格)

第 5 条 当法人は、台東区浅草地区内に居住し、又は、同地区に於いて薬局等を開設し、或いは業務に従事する薬剤師及び薬事に関係ある者、並びに当法人の趣旨に賛同する者をもって会員とし、次の 4 種とする。

正会員 A 会員 開局薬剤師又は管理薬剤師（開局者が A 会員でない場合）。

B 会員 A 会員のいる薬局等に勤務する薬剤師、その他の薬剤師。

準会員 正会員の家族で、薬事に従事する薬剤師で B 会員でない者。

賛助会員 当法人正会員を管理者として薬局等を営む者（法人にあってはその

代表者)。

正会員は、一般社団法人 浅草薬剤師会の社員になる事とする。

また、正会員、賛助会員は東京都薬剤師会の会員になる事とする。

- 2 浅草薬剤師会（代表理事会長 坂口 眞弓）の正会員、準会員、賛助会員は当法人の正会員、準会員、賛助会員とする。

（入会）

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

（会費）

第7条 当法人の会員は、社員総会で別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

（退会）

第8条 当法人の会員は、当法人を退会しようとするときは、退会届を提出しなければならないが、次の各号の一つに該当したときは、退会したものと認める。

- (1) 死亡または解散したとき。
- (2) 会員が第5条に掲げる会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 会員が正当な理由なく会費を6ヶ月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（除名）

第9条 当法人の会員が、当法人の目的に著しく違反した行為のあったとき、又は、犯罪その他当法人の信用を損なう様な行為のあったときは、理事会に於いて、3分の2以上の同意を得て（正会員については、社員総会に於いて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）第49条第2項の決議を得て）除名することが出来る。なお、その会員に対し理事会（正会員については、社員総会）に於いてあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

（会員名簿）

第10条 当法人は会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

なお、当法人の会員は、入会のときに届け出た事項に異動が生じたときは、細則に定める様式によって、すみやかに当法人に届け出なければならない。

（抛出金品の不返還）

第11条 当法人を退会し又は除名された会員が一度納入した会費その他の抛出金は返還しない。

第3章 社員総会

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地に於いて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

- 2 会議を招集するには、社員又は理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面によって開催の日の7日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(書面による表決及び代理人の選任)

第15条 やむを得ない理由の為に社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項につき、書面を以って表決することができる。

- 2 前項に拠らない場合は、代理人をして表決を委任する事ができる。但し、代理人は当法人の社員に限る。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 各社員は各一個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故のあるときは、当該社員総会に於いて議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上21名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、一名を代表理事とし、会長とする。
 - 3 理事のうち3名以下を副代表理事とし、副会長とする。また、必要に応じて若干名の専務理事及び常務理事を置くことが出来る。

(選任等)

- 第21条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長は、副会長、専務理事及び常務理事を、理事会の決議によって理事の中から任命する。

(理事の職務権限)

- 第22条 会長は当法人を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長、専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により、その職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を構成し、法人業務の執行を決定する。

(監事の職務権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

(任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、但し再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、但し再任を妨げない
 - 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は前任者又は他の理事の任期の満了するときまでとする。
 - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後に於いて、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う義務を有する。

(解任)

- 第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することが出来る。ただし、監事を解任する場合は、一般法人法第49条第2項所定の決議を持って行わなければならない。

(専決処分)

- 第26条 会長は、社員総会の議決を要する事項で、緊急を要し、社員総会を招集するいとまのない時は、理事会の同意を得て、専決することが出来る。
- 2 前項により専決した事項は次の総会に於いて、社員総会の承認を受けなければならない。

(顧問、相談役)

- 第27条 当法人に顧問及び相談役を置くことが出来る。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会務について会長に具申する。

(報酬)

- 第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当法人から受ける財産の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除等)

- 第29条 当法人は役員的一般社団及び一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することが出来る。
- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法等第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

- 第30条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務執行の監督。
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職。

(招集)

- 第32条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、予め理事会の定める

順序により副代表理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

(理事会規則)

- 第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会に於いて定める理事会規則による。

第6章 委員会

(委員会)

- 第36条 当法人は必要に応じて各種の委員会を設置することが出来る。
- 2 委員会に関して必要な事項は理事会で別に定める。
- 3 委員は、会長の求めにより理事会に参加し意見を述べる事が出来るが採決には加われない。

第7章 基金

(基金の拠出)

- 第37条 当法人は、会員及び第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることが出来るものとする。

(基金の募集)

- 第38条 基金の募集、割当て及び払い込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第39条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 別表の財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、社員総会に於いて別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(予算及び決算)

第43条 当法人の収支予算は、年度の定時総会の議決により定める。

- 2 予算及び収支決算は年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することが出来る。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会に於いて総社員の議決権の3分の2以上による決議を得なければ変更することが出来ない

(解散及び残余財産の帰属)

第45条 当法人を解散する場合は、総社員の議決権の3分の2以上による決議を得なければならない。

- 2 解散後の残余財産の帰属は、清算法人の社員総会の決議により決定する。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。